

2026年1月23日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団長 神山 悅子

副団長 宮川えみ子

幹事長 宮本しづえ

政調会長 大橋 沙織

2026年度予算と主な施策についての申し入れ

はじめに

高市首相は本日23日、通常国会冒頭に衆議院を解散し、27日公示、2月8日投開票の総選挙に踏みります。昨年参議院選挙後の政治空白に反省もなく、新年度予算を審議する重要な時期にまたもや国民の暮らしそっちのけ、党利党略の解散・総選挙というほかありません。背景には、内政も外交も行き詰まり、加えて自民党の闇をつく追及をおそれ、とても国会審議に耐えられないとして、うわべの支持率だけを頼みに、解散・総選挙に打って出て、反動的打開をはかろうとするものです。

内政では、暮らしを強くするどころか、最低賃金1,500円の目標も投げ出し、労働時間規制緩和、社会保障改悪など、さらに暮らしを追い詰める政策を強行しようとしています。外交では、自らの「台湾発言」で極度に悪化した日中関係を開拓する展望が全くなく、経済界からも厳しい批判の声があがり、また米国トランプ政権のベネズエラ侵略など無法な「力の支配」を何一つ批判できません。その上、高市首相自身の違法献金をはじめとする「政治とカネ」問題、自民党議員290人への選挙応援など統一協会との癒着、連立を組む維新の会議員の「国保逃れ」など重大問題が浮上し、自維政権への厳しい批判が広がりつつあります。

また、立憲民主党と公明党が新党「中道改革連合」を結成しましたが、安保法制は合憲、原発再稼働は容認など自民党政治を変える立場になく、対決軸になり得ないことは明らかです。ますます国民の切実な要求、世界の動きと矛盾を深めることは必至で、いまこそ「財界・大企業優先」「アメリカいいなり」政治からの転換が必要です。

3月で東京電力福島第一原発事故から丸15年の節目を迎える中、東京電力は今月21日、新潟県・柏崎刈羽原発の再稼働を強行しました。福島原発事故は、いまだ廃炉完了の見通しじゃないが、放射性廃棄物処分の見通しきえも立っていません。根底には、「原発の最大限活用」を明記した国の第7次エネルギー基本計画がありますが、原発事故当事者の東京電力が原発を稼働させるなど言語同断です。党県議団とふくしま復興共同センターは15日、東京電力に再稼働中止を求める申し入れを行ないました。福島の廃炉作業に全力を擧げるべき東京電力に対し、内堀知事は、最後まで反対や撤回を求める姿勢はなく、事実上再稼働を容認したことは被災県知事として重大です。またこの間、中部電力による

静岡県・浜岡原発の基準地震動のデータ改ざんが発覚、原発の耐震性を土台から揺るがす事態です。さらに原子力規制委員会が不正を見抜けなかつたことは、審査に「合格」しても何ら安全が保証されないことを意味する極めて由々しき事態です。21日から再稼働された柏崎刈羽原発も同一業者が地質調査を行つており、再審査すべきです。すべての原発で不正の有無を調査するよう原子力規制委員会に求めるべきです。

貧困と格差の広がりは深刻で、厚生労働省の2024年国民生活基礎調査によると、生活が「苦しい」と答えた人の合計は58.9%、消費者物価指数は51カ月連続の上昇、実質賃金は11カ月連続のマイナスです。この30年で、実質賃金はピーク時から年額75万円も減り、その結果、日本のGDPは長期に停滞、要因は物価高とそれに追いつかない賃金にあります。一方、財務省の25年7～9月期の法人企業統計によると、資本金10億円以上の大企業(金融・保険業を含む全産業)の内部留保は581兆円と過去最大です。これだけのため込み金を中小企業や労働者に還元し、最低賃金1,500円の速やかな実施をはじめ大幅な賃上げを図るべきです。

今年11月3日で日本国憲法は公布80周年を迎えます。憲法の平和と民主主義の原則が日本の進路を示してきました。しかし高市政権は、大軍拡に突き進み、さらなる軍事費大幅増を盛り込む「安保3文書」改定を狙っています。政府高官による核兵器保有発言も重大です。いま求められているのは、憲法9条の基本原則を真ん中にすえ生かす平和外交であり、日本とアジアの平和をつくる唯一の道です。

日本で暮らす外国人は395万人(2025年6月)、うち230万人(24年末)は労働者で共に社会を形成しています。外国人が増えると犯罪や不正が増えるなど言説は事実と異なり、不安や憎悪をあおるデマにほかなりません。排外主義に厳しく対峙し、生活の苦しさや生きづらさの根源である格差拡大の政治を変える大きな連帯が必要です。本県DCなどインバウンド事業に取り組むうえでも重要です。多様性を認め合い、多文化共生社会の実現にともに力を合わせます。

1月からの最賃引上げに伴い、県の事業者向け賃上げ支援が実現し、歓迎されています。学校給食費も国がようやく新年度から小学校を無償化するとし、同時に中学校の給食費無償化には県の役割発揮が求められています。また新年度は、公立私立ともに所得制限なしの高校授業料無償化も実現するなど、長年にわたる国民運動と議会論戦により要求が実現してきており、県民から喜ばれています。高校体育館へのエアコン設置など急がれる課題であることから、さらなる要求実現に力を尽くします。

立憲主義、民主主義を守り、憲法のすべての条項を生かす政治への転換がいまこそ必要です。県民の立場で国と正面から対峙し、県民本位のあたたかい県政、福祉型県政実現を求めるものです。2月定例会に先立ち、以上の観点から県の来年度予算を策定し、具体的な施策を実施するよう要望します。

一、経済無策、大軍拡に暴走する高市政権と対峙し、県民のいのちと暮らし守る県政を

1、物価高騰が止まらず、国民・県民の暮らしと生業は一層厳しさを増している。優遇税制等で巨額にため込まれている大企業の内部留保金の一部に時限的に課税、財源を確保し、中小企業の社会保険料等の直接支援で、中小企業でも大幅な賃金引き上げができるよう国に求めること。

- 2、今回行われる衆院選では、各政党が消費税減税を言わざるを得なくなったが、大企業優遇税制を改め財源を確保し、物価対策として最も効果が大きい消費税5%減税を行うよう国に求めること。
- 3、国民生活を支え、経済面でも重要な部分を占める年金、介護・医療などの社会保障や教育予算、中小企業や農業予算の大幅増額を国に求めること。県も、新年度予算にこれらの分野に重点配分すること。
- 4、「食料安全保障」の立場で農業を基幹産業として位置づけ、主食の米の安定供給をはじめ食料自給率の向上、農産物の価格保障・農家の所得補償を政府に求めること。「需要に応じた生産体制」を明記するとして、米の価格と需給の安定について国の責任を放棄する食糧法の「改悪」に反対すること。
- 5、2025年2月閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」のもと、次々と原発の再稼働が進められているが、浜岡原発の最も重要な地震対策でのデータ改ざんは県民に大きな衝撃を与えており、東京電力の柏崎刈羽原発も含めて地震対策でのデータ作成を同じ事業者が担当しているが、この改ざんを原子力規制委員会は見抜けなかっただけでなく、他の原発の再調査は行わないと発言し、重大事態となっている。原発事故を経験した福島県は、全原発の地震対策調査を行うよう国と東京電力、原子力規制委員会に強く求めること。これらの大問題も踏まえ、柏崎刈羽原発の再稼働中止を東京電力に求めること。
- 6、原発被災県として、原発は地震大国に重大な危険をもたらし、しかも高コストであることから、原発と石炭火力をゼロにし、再生可能エネルギーをベースロード電源と位置付ける計画とするよう「第7次エネルギー基本計画」の見直しを国に求めること。
- 7、今年は大震災・原発事故から15年目の節目の年である。復興は、ハード面に多額の予算を投入する大企業の儲け優先の「惨事便乗型」ではなく、被災者や避難者への支援を行う「人間の復興」に重点を置き、原発避難者の医療・介護の減免、避難者が安心して帰還できる支援策など、今後も継続した支援を国に求めること。
- 8、人口減少は、原発事故からの県民の復興を後景に追いやってきたことも大きな要因である。第3期復興・創生期間の初年度である新年度は、子育て世代の教育費の負担軽減をはじめ、県が実施している県内企業に就職する若者の奨学金返還支援事業の拡充や賃上げを含めた雇用支援を行うこと。
- 9、高市政権は、トランプ大統領のベネズエラ侵略に対し抗議も批判もせず、各界各層から問題視されている。暴走するトランプ大統領に対し国際法と国連憲章に基づいた行動をとるよう求めること。
- 10、一方、日米軍事同盟に固執し、軍事費はアメリカ・トランプ政権の要求で、昨年度は12月補正で前倒しでGDP比2%を超えた。さらに、来年度は9兆円を超える予算を組んで、3%以上へと大軍拡路線を進めようとしている。しかし、軍事対軍事では何も解決しないことは、ウクライナ侵略やガザへのジェノサイドをみても明らかである。東アジアの平和と国連憲章に基づく世界平和に貢献するため、憲法9条を生かした平和外交を政府に求めること。
- 11、ロシアによるウクライナ軍事侵略などで核兵器の使用危機が高まる中、一昨年、日本被団協がノー

ベル平和賞を受賞したことは大きな意義がある。核兵器と人類は共存できない。唯一の戦争被爆国として、国連の核兵器禁止条約に直ちに署名・批准するよう、政府に強く求めること。

12、高市政権の政府高官が核兵器保有を公言し、国是である非核三原則を踏みにじったことに対し、処分をすること。

13、全国知事会が申し入れたように、差別と分断をあおる排外主義の政治に対し、個人の尊厳と人権が保障される社会の実現に向けて行動すること。

14、高市政権は、人権・ジェンダー平等推進に後ろ向きである。女性差別撤廃条約の批准、選択的夫婦別姓の早期実施を政府に求めるとともに、県としてもパートナーシップ制度の推進、男女の賃金格差是正などの推進を図ること。

15、県職員や教職員の不祥事が、依然として相次いで発生している。原因の分析と対策を講じ県民の信頼回復を図ること。

16、高市自民・維新政権は、「企業・団体献金の全面禁止」には手を付けない一方で、「衆院比例定数の1割削減」を打ち出した。日本の議員定数は、OECD加盟国38ヵ国中36番目とアメリカに次いで少なく、G7でも2番目に少ないのが実態である。地方の声・民意の切り捨てにつながる「衆院比例定数削減」に反対すること。

17、移動は国民の権利である。公共交通は事業者任せにせず県が責任を持って公共交通の確保を支援すること。駅のエレベーター設置については、バリアフリー法を推進する立場で、1日3000人以上の設置条件を緩和すること。

二、物価高騰対策について

1、実質賃金が11か月連続マイナスとなる中、最低賃金全国一律1,500円の早期実現は待ったなしの課題となっている。国に対して最低賃金1,500円の引き上げ実施と、そのための中小企業の賃上げ支援を求める。

2、消費税5%への減税を恒久対策として早期実施すること。一律5%の減税は、15兆円規模となる。食料品非課税による減税額5兆円をはるかに上回り物価高騰対策として最も効果が大きい。財源は大企業への優遇税制の見直し等で貢うこと。インボイスは廃止し、今年で廃止となる特例軽減措置は延長すること。

3、物価高騰でも利用者に価格転嫁できず、公定価格での運営を強いられる医療、介護、社会福祉の事業者が事業継続できるよう、物価高騰に見合う各種報酬改定、公定価格の引き上げを国に求める。

4、新米が出回っても下がらない消費者米価が国民生活を圧迫し続けている。市場価格が下がるのを待つのではなく、価格安定対策を講じるよう国に求めること。主食用米の安定供給を図るために、200万トン近い余裕を持った備蓄を確保すること。

5、本県に交付された国の物価高騰重点交付金の残余の20億円の活用計画策定に当たっては、県民生活を直接支援する事業に優先して充当すること。

6、子どもへの給付金の支給のほか、市町村が独自に行う物価高騰対策事業が円滑に実施され、困窮世帯に早期に届くよう支援すること。

7、国が推奨するお米券を支給する市町村は多くない。より有効な生活支援が行われるよう市町村を支援すること。

三、原発回帰を許さず、原発ゼロ、県民の復興を

(1)原発依存からの脱却と再生可能エネルギー促進について

1、東京電力柏崎刈羽原発の再稼働が強行されたが、福島第一原発の事故当事者である東京電力は再稼働をやめ、廃炉に集中するよう事業者に求めること。また、中部電力浜岡原発の地震データの改ざんは電力事業者への信頼を大きく損ねるものである。福島の原発事故は東京電力が津波対策を怠ったために起きた人災であり、二度と事故を起こさせないためにも、福島原発事故の反省と教訓を踏まえた対応を国に強く求めること。

2、全国の原発再稼働の根底にあるエネルギー基本計画は見直し、再生可能エネルギー中心に転換するよう国に求めること。

3、再生可能エネルギーの出力抑制は原発依存、気候危機対策に逆行するものである。再エネ由来の電力を積極的に活用するため再エネの出力抑制はやめるよう国に求めること。

4、政府はメガソーラー発電を規制する方向で進んでおり、国の動向を踏まえた県の対応が求められる。本県でもメガソーラーによる環境破壊を規制する条例を制定すること。

5、県内事業者が再エネ事業に参入できるよう支援すること。人材育成も位置付けること。

6、ペロブスカイトの積極的な活用を県全体で進めること。農地でのソーラーシェアリングを促進させるとともに、平面駐車場などの活用も検討すること。

7、除去土壌の再生利用は慎重な対応が求められることから、住民の十分な理解と合意が得られないまま一方的に実施されることのないよう、丁寧かつ継続的な説明と協議を尽くすよう国に求めること。県外で発生した原発事故由来の放射性廃棄物が、県内で焼却処分されていたとの報道があるが、国の補助事業を使ったものであり、国の責任が問われる。国に対し、原発事故に対する責任を果たすようあらためて求めること。

(2)避難者・避難地域支援、復興の在り方について

1、避難地域の国保税や介護保険料は全国的に見ても高い水準であり、減免打ち切りは住民の帰還判断の障壁となるとともに、自治体の存続にも関わる深刻な課題である。医療・介護の減免制度は避難者の命綱であり延長・再開を国に求めること。

2、特定帰還居住区域の除染は、生活圏の範囲を広く捉え安心して住める居住環境を整備すること。帰還意思の有無に関わらず希望に応じるよう国に求めること。住民の安全確保を置き去りにした、除染なしの避難指示解除を行わないよう国に求めること。帰還困難区域の全面除染を実施するよう国に求めること。

- 3、避難者数の把握は国・県・市町村によって異なっている。避難元に戻れない住民は全て避難者として把握し、必要な支援を継続すること。
- 4、国家公務員宿舎への避難者に対する最高裁判決が確定したが、「住宅を使用する必要性を一律に否定すべき理由はなく、県の対応は避難者の居住の安定を損なった」との反対意見が出された。一律に無償提供を終わらせた福島県知事の判断は妥当ではなかったとの指摘を踏まえ、個別の事情を考慮した対応をすること。国家公務員宿舎に避難した住民への追い出し裁判はやめ、今後も提訴や調停の申し立ては行わないこと。
- 5、原子力損害賠償については、県原子力損害対策協議会「全体会議」を開き実態を共有し、地域や個別の被害に見合った円滑な賠償が進むよう国と東京電力に求めるこ。
- 6、新年度から第3期復興・創生期間が始まるが、初期の復興ビジョンの原点に立ち返り、県民の暮らしと生業支援を復興の中心に据えること。F-REIは軍事研究にならないようにすること。復興事業に地元企業が参入できるようにすること。
- 7、川内村は復興事業の検証を行っており、年度内にまとめる方向である。県も復興事業を検証すること。

四、気候危機打開と災害対策等の取り組み強化について

(1) 気候危機打開について

国連でも「地球沸騰化」といわれるよう、すでに地球的規模で後戻りできないティッピングポイントを超え、昨年11月のCOP30でもCO₂削減と気候危機打開は、人類と地球にとって待ったなしの課題となっています。

- 1、2035年度までに、2013年度比75～80%削減(2019年度比71～77%削減)をめざすよう国に求めること。削減目標と計画策定を閣議決定だけで行うやり方を見直し、専門家の英知の結集、市民参加を保障し、国会で審議・決定するよう政府に求めること。
- 2、政府は、化石燃料を推進するとしているが、国連の目標にも逆行する石炭火力は、アンモニア混焼などの延命策も含めて計画的撤退をすすめ、2030年度にゼロにするよう政府に求めること。県としても、本県の「カーボンニュートラル宣言」には、石炭火力廃止が明記されていない。「県の宣言」に石炭火力廃止を明記し、電力事業者に撤退を求めること。
- 3、再生可能エネルギーを大胆に導入し、2035年度の電力比率を8割とし、2040年度までに100%をめざすこと。ただし、メガ発電については、国もようやく大規模太陽光発電所の支援制度を廃止する方針を示しているが、風力やバイオマスも含めて規制強化を図るよう国に求めること。
- 4、本県は、原発事故後に「再生可能エネルギー先駆けの地」を掲げ、2040年までに再エネ100%をめざすとして推進してきたが、メガ発電による環境破壊などのトラブルが県内各地で発生している。数値目標ありきをやめ、乱開発・環境破壊につながる大規模再エネ発電設備を規制する県条例を制定すること。地産地消型、地域主導・住民参加型で、地域住民と共生する再エネを推進すること。
- 5、再エネの優先利用原則を確立し、太陽光をはじめ再エネ発電の出力抑制を中止するよう、国と電力

事業者に求めること。

- 6、農地でのソーラーシェアリングや、小規模バイオマス発電の普及など、脱炭素と結びついた農業・林業振興をすすめること。中小企業の脱炭素化支援を強化するとともに、ペロブスカイトなど、再エネ技術の実用化に向けて県内中小企業の仕事起こしにつなげること。
- 7、大規模災害発生の危険が増大する国の林地開発許可基準の見直しを求め、県も林地開発基準を強化すること。盛り土規制法の法整備以前の発電設備についても、安全対策を講じられるよう法改正を国に求め、県としても事業者に求めること。

(2) 防災・減災、環境保全対策について

- 1、台風の大型化や線状降水帯の発生による水害対策として、日常的な河川管理を強化するため、流域治水の観点で河川や土砂災害防止など、県の維持管理予算を大幅に増額すること。また、適切な遊水池の設置、田んぼダムの整備を促進すること。
- 2、道路や河川などの草刈りは、高齢化など地域力低下で困難になっている。交通安全や水害対策、クマ対策としても強い要望になっていることから、事業者間の共同受注を推進するなど、地元小規模事業者への仕事起こしにつなげること。
- 3、森林においても大規模災害発生の危険が増大している。県の林地開発許可基準の見直しを行うとともに、大本にある国との基準を見直すよう求めること。土砂災害防止対策を事業者に適切に指導できる専門家を県に配置すること。
- 4、全国でまたも道路陥没事故が発生しているが、設備の維持管理予算をさらに増額し、県民の安全・安心を確保すること。
- 5、発がん性が疑われる PFAS が、本県河川からも暫定基準値を超えて検出されている。河川はもとより、上下水道、井戸など検査箇所を増やすこと。国が今後決定する基準値は、50 ナノグラム/ℓよりも厳しい国際基準に合わせるよう求めること。

(3)避難所の環境整備と災害弱者支援について

- 1、昨年も地震や津波警報が発令され、猛暑や寒さを迎える中での避難となった。避難所となる公共の体育館や学校体育館でエアコン設置が一気に進むよう、国に予算確保を求めるとともに、県も予算を大幅に拡充すること。
- 2、約7割の県立高校が避難所に指定されているが、国の「緊急防災・減災事業債」を活用するなど、早期に高校体育館のエアコン設置を進めること。
- 3、停電時の避難所電源確保のため、自家発電設備、太陽光発電設備等を優先的に整備し、避難所はエアコン設置を必須要件とすること。
- 4、避難所の国際基準であるスフィア基準を面積や備蓄、人道への配慮等で満たせていない。災害支援の先進国イタリアに学び、「TKB48」(洋式トイレ、温かい食事、ベッドを 48 時間以内に設置する)ができるよう、市町村を支援すること。食事提供など避難所運営費の国基準を見直し、予算拡充を

求めること。

- 5、避難所運営や災害対応のスタッフに女性職員を配置するとともに、臨床心理士や専門職員を配置し、人権に配慮した避難所運営に努めること。
- 6、県の防災備蓄については、孤立しやすい地区への分散保管と市町村を含め十分な量を確保すること。
- 7、要支援者の人権を保障するため、福祉避難所を積極的に活用できるよう市町村を支援すること。
- 8、車がない、歩行が困難、夜間の避難が難しい高齢者や障がい者については、要支援者情報を自主防災組織と共有するなど、早期避難が可能となるよう市町村を支援すること。

五、福祉型県政について

(1)安心して子どもを産み育てられる環境整備を

- 1、本県の若者の県外流出に歯止めが掛かっていない。福島県で安心して働き結婚、子育てを選択できる環境を整備する上で、正規雇用を増やすことは不可欠である。非正規から正規雇用への転換を促すため、県の支援を強化し若者の県内定着を進めること。
- 2、高い学費と奨学金の返還が、若者の生活を圧迫する大きな要因となっている。国公立、私学共に学費値上げとならないよう、この間削減され続けている国の補助金の大幅引き上げを求める。県独自の奨学金返還支援事業を大幅に拡充すること。
- 3、安心して出産できる医療機関が無い地域の解消のため、市町村とともに産科医の確保に全力をあげること。小児科医の確保に努めること。
- 4、周産期の不安解消に向け、体系的な支援を行うための日本版ネウボラを構築すること。
- 5、来年度から出産費を医療保険から支給する方針が示された。現在の助産費 50 万円では不足が生じており、個人負担とならないような基準額の設定を求める。
- 6、3 歳未満児の保育料無料化を県として行うこと。

(2)県民の命と健康を守る保健、医療の充実を

- 1、県民の健康づくりを科学的知見に基づき支援する専門技術者の配置を進めること。
- 2、物価高騰の下で、各種健診の個人負担が受診の障害となっている。受診時の自己負担の解消で県の受診率 60% 目標を達成できるよう、県の財政支援を強化すること。
- 3、国が示した来年度の診療報酬改定は、本体で 3.09%、その他を含めた 2.2% の引き上げに留まっている。現場からは 10% を超す大幅引き上げを求める声が上がっていることから、物価高騰を上回る診療報酬改定を行い、医療機関の経営と職員の処遇改善を図るよう求めること。
- 4、新型コロナ感染症、インフルエンザの流行はやや下火になったとはいえ、警戒ラインが続いている。警戒を緩めず対策を取ること。重症化防止のためにもワクチン接種を市町村任せにせず、支援を強化すること。
- 5、双葉地方の拠点病院となる県立病院整備については、医師、看護師をはじめとする医療スタッフの

確保に全力をあげること。但し開設当初からの 100 床の活用は見込める状況にないと思われることから、他の医療機関への医師確保とバランスを欠くことの無いよう慎重に対応すること。

- 6、原発事故から 15 年の経過を踏まえ、県民健康調査の取りまとめが科学的知見に基づき適正に行われるよう、委託を受けた医大とも十分協議すること。特に甲状腺検査については、過去に例のない悉皆調査によることから、誤解を生むような情報発信とならないよう慎重に対応すること。また、二次医療圏毎の課題を分析し、今後の健康管理、健康づくりに活かすこと。
- 7、医療費削減のための新たな患者負担となる高額療養費自己負担引き上げ、OTC類似薬の保険外負担の導入は行わないよう国に強く求めること。
- 8、来年度策定する地域医療計画については、ベッド削減ありきではなく、各医療圏毎に必要な医療が提供できることを前提とすること。
- 9、マイナ保険証は廃止を求めるとともに、マイナ保険証を持たない世帯および後期高齢者には、無条件で資格確認書を発行すること。旧保険証の有効期間を 3 月以降も延長すること。

(3)高齢者福祉の充実を

- 1、高齢者が生きがいを持って暮らせる県づくりに向け、特に課題となっている移動支援に力を入れて取り組むこと。市町村が独自に実施する公共交通利用者への支援を県の事業に位置付け、県内どこでも移動支援が受けられるようにすること。
- 2、認知症防止効果が高いとされる補聴器の購入補助は、県内 17 市町村で取り組まれている。これを県の制度として実施すること。
- 3、訪問介護サービスを受けたくても事業所が無い市町村は県内に 8 つ、1 つだけの市町村は 21 あり、合わせると半数に及ぶ。どこに住んでいても必要なサービスが受けられるよう、社協の活用を含め体制整備するよう市町村を支援すること。
- 4、介護保険事業の利用者負担原則 1 割から 2 割への引き上げは、利用制限につながり高齢者の人間らしく生きる権利を奪うものであり、利用者負担の引き上げは行わないこと。ケアプラン作成費の自己負担導入等の新たな利用者負担を行わないよう国に求めること。
- 5、地域の小規模商店の減少が市街地でも起きており、移動が困難な高齢者等は日々の生活維持に困難を來している。移動販売車の配置等、買い物環境の整備支援に取り組むこと。

(4)障がい者施策の拡充を

- 1、障がい者の法定雇用率達成に向け、県内事業者に協力要請すること。その際、難病患者の雇用が促進されるよう法定雇用率の算定に難病患者を加えるよう国に求めること。県は先取りで難病患者の雇用を進めること。
- 2、障がい者支援事業に係る県の委託費を抜本的に引き上げ、職員の処遇改善を図ること。
- 3、デフリンピックの経験を活かし、聴覚障がい者の福祉の増進を図ること。とりわけ、手話の周知拡大を図ること。

- 4、中途失明者の生活訓練は希望者の要望に添って取り組めるよう、一層体制を強化すること。
- 5、障がい者の移動支援事業は実施主体の市町村に委ねられ、適切に実施されていない市町村も少な
くない。障がい者の人権保障の立場で、移動支援の適正化に向けた支援を強化すること。

(5)低所得者支援の充実を

- 1、異常気象とそれによる災害が頻発する下で、猛暑時のエアコン設備は必需品となっていることから、
県として低所得者向けの購入補助を実施すること。
- 2、生活保護費の削減が憲法の生存権侵害に当たるとした最高裁判所の判決が 2025 年 6 月に確定
してから 7 か月が経過したが、国は補償制度整備に本格的に取り組まないばかりか、新たな削減ま
で検討していることは到底認められない。直ちに削減前の水準に回復させるとともに、遡及期間が市
町村で差が生じないよう配慮すること。
- 3、住まいは人権の立場で、住まいの確保が困難な高齢者や低所得者のための支援制度を整備するこ
と。
- 4、東日本大震災と原発事故被災者のための災害公営住宅の家賃軽減策が、10 年で打ち切られ所定
の家賃となる事への不安が各地の入居者から出されている。県は、原発事故被害の特異性も考慮し、
独自の軽減策を講じ入居者の生活再建を支援すること。

六、商工業、農林水産業の振興について

(1)商工業の振興について

- 1、昨年12月補正予算で県独自の賃上げ支援が行われ、歓迎されている。雇用保険加入要件は外し、
申請者がすべて適用されるよう十分な予算を確保すること。また、この事業は継続すること。
- 2、地元企業が地域循環・生活密着型の公共事業、住民合意に基づいた再エネ普及に本格的に取り組
むことができるよう支援すること。
- 3、県として公共事業の地元事業者への優先発注に努め、分離発注を広げること。
- 4、建設業法改正により標準労務費が末端の労働者まで徹底されることになるが、発注者である県は
支援を強め実効性のあるものにすること。
- 5、消費税の支払いや、社会保険料の事業主負担が中小企業に重くのしかかっている。倒産を防ぐた
めに、国税の減免制度創設を国に求めること。また、社会保険料については国税に準じた徴収猶予
が適用できることから、積極的活用を促し県内中小企業を守ること。
- 6、売り上げ1000万円以下の小規模事業者やフリーランスにも消費税を課すインボイス登録制度は廃
止し、今年10月で終了する特例軽減措置の延長を求めるこ。

(2)農林水産業の振興について

- 1、主食の米は、依然として高止まりとなっている。消費者米価の引き下げを国に求めること。また、米の
市場任せをやめ、ゆとりある需給計画のもと、米の生産と備蓄量を拡大するよう求めること。

- 2、生産者には再生産可能な所得・価格保証をし、手ごろな価格で消費者に提供できるよう求めること。
- 3、義務ではないミニマムアクセス米の輸入は中止するとともに、ミニマムアクセス米は備蓄に使わないよう国に求めること。
- 4、飼料や肥料、農業資材の価格高騰への補てんを行い、農業経営が継続して行えるよう国に求めるとともに県独自の支援策を講じること。
- 5、飼料や資材の値上がりが続く畜産業については、価格高騰対策支援を継続すること。原発事故の影響で自家飼料の活用が進まない本県畜産農家への特別支援対策を講じること。
- 6、新規就農者支援制度については、親元就農も支援に加えるよう国に求めること。また、年齢制限を原則撤廃すること。
- 7、新規就農者向け住宅支援を県として行うこと。
- 8、中古を含めて、グループでの農機具の共同購入を支援すること。
- 9、クマによる災害級の被害への対策を引き続き行うこと。クマも有害鳥獣に加わったことから、予算の大幅拡充と県も市町村からの要望に応えられる十分な支援をすること。さらに、農林業の再生を含めた中長期対策を実施すること。
- 10、営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)を促進させること。
- 11、県産材の活用を推進するとともに、林業後継者を支援し山の維持管理を継続して行えるようにすること。
- 12、処理水放出の風評被害や、温暖化による海水温の影響や魚種の変化など、漁業を取り巻く状況は厳しくなっている。漁業の本格操業が軌道に乗るよう引き続き漁業者を支援すること。仲卸、運送関係の支援を強化すること。内水面漁業者への支援も強化すること。
- 13、航路確保など漁港としての機能を確保するため、堆砂除去の予算を大幅に増額すること。

七、教育の充実について

- 1、OECD 加盟国中ワースト2位(GDP 比)の国の教育予算を大幅に引き上げ、教育費の保護者負担の軽減、本県でも不足している正教員の増員と待遇改善、高校体育館を含めた学校のエアコン設置を早期に図れるよう、望ましい教育環境の整備を国に求めること。県としても、これらを実施できるよう教育予算を大幅に増額すること。
- 2、本県独自の30人・30人程度の少人数学級は、正規教員を充当することで完全実施すること。高校についても少人数学級を導入すること。
- 3、政府は、新年度からようやく小学校の給食費無償化を実施するとなつたが、中学校も早期に実施するよう求め、当面は、県の制度として実施すること。また、食材費の物価高分や地元有機食材の活用も含めて、安全で良質な学校給食が提供できるよう市町村を支援すること。
- 4、不登校の児童生徒が、小中学校だけでも全国で35万人超、県内でも4,300人を超え過去最多となっている。不登校の一因に、学校に起因するものが増加しているが、過度な競争に駆り立てる全国

- 学力調査を中止するよう求め、本県は参加しないこと。県の学力調査も中止すること。
- 5、不登校となった一人ひとりの子どもに寄り添い、各学校にスペシャルサポートルームの設置、オンライン学習、学校外の居場所・教育支援センターの設置など、市町村とともに不登校の児童生徒の教育を受ける権利を保障すること。保護者への支援策も講じること。
- 6、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを各学校に常勤で配置し、個別支援や相談体制を強化すること。
- 7、スクールサポートスタッフを増員し、教職員の負担軽減を図ること。
- 8、物価高騰が続く中、高校生のタブレット端末の保護者負担をやめ、県費負担とすること。
- 9、教育のデジタル化については、AIなどの機械学習による弊害が指摘され、海外では見直しが始まっている。そもそも人間の学習は、常に五官や五感による認識活動であるとともに、社会的な営みであり本質的には異なっている。デジタル教育の見直しを国に求めるこ。
- 10、県として、義務教育費の保護者負担の実態調査を行うとともに、算数セット等教育上必要な教材は原則公費負担とし、教育費負担を軽減できるよう市町村を支援すること。
- 11、就学援助制度の適用基準は生活保護基準の1.5倍まで適用すること。入学準備金は入学前支給に、修学旅行費は事前支給にするなど、保護者の教育費負担を軽減できるよう市町村を支援すること。
- 12、国公立や私立大学で学費値上げが強まっている。国公立大学への運営交付金を大幅に増額し、私立大学等には私学助成の増額を求め、大学の学費値上げを抑制すること。あわせて、大学入学金の二重払いの廃止を国に求め、県内高校においても廃止すること。
- 13、県立大学の学費を半額にし、県の給付型奨学金制度を創設すること。
- 14、県の産業人材奨学金返還支援事業は、部局を超えて県民への周知に努め、募集定員増と予算を拡充すること。公務員も対象に加えること。
- 15、人権と健康に配慮した包括的性教育を、部局横断で実施する体制をつくること。特に、教職員による性加害をなくす取り組みを強化すること。その際に女性専門家の意見を反映させること。
- 16、特別支援学校については、教室不足解消、教員配置基準の見直し、通学費補助を行うこと。いわき市南部への特別支援学校の開設を早期に行うこと。特別支援学級、通級児童生徒への個別支援を強化するため、教員と支援員の増員を行うこと。
- 17、いじめ等で自死した児童生徒の遺族が納得できるよう、専門家を含めた部局横断の県の体制を強化すること。

八、ジェンダー平等の推進について

- 1、ジェンダー平等を求める世論の高まりもふまえ、県としてあらゆる分野でジェンダー平等を貫くこと。
- 2、国連や経団連も要望している選択的夫婦別姓制度の早期実施を国に求めるこ。
- 3、県職員の女性管理職の割合目標 15%を早期に達成し、目標を大幅に引き上げること。あらゆる政策決定の場に女性の比率を高めること。

- 4、女性が圧倒的に多い会計年度任用事務職員の処遇改善を図ること。また、会計年度任用職員全体の処遇改善を図ること。
- 5、本県教育分野のジェンダー・ギャップ指数は全国最下位クラスである。女性も管理職を希望できる労働環境へと改善すること。
- 6、県有施設のトイレに生理用品を配備すること。市町村を支援し、全小中学校のトイレ個室及び公的施設への生理用品配備を進めること。
- 7、女性トイレの行列解消に向け、県有施設で女性用トイレを増設すること。
- 8、人権保障の立場からも個人の尊厳を大切にする包括的性教育を推進すること。
- 9、全市町村でパートナーシップ・ファミリーシップ制度が実現するよう促すこと。
- 10、アンコンシャス・バイアスの解消に向け、県民の意識調査を行い、対策を講じること。

以上